

令和3年8月18日

まん延防止等重点措置等を実施すべき 区域における要請内容

【期間】 令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで

【区域】 愛媛県全域

【根拠】 新型インフルエンザ等対策特別措置法

○新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等

(1) 対象区域

①重点措置を講じるべき区域(措置区域)：松山市

②措置区域以外：松山市を除く愛媛県全域

(2) 重点措置等を実施する期間

令和3年8月20日（金）から9月12日（日）まで

(3) 実施する重点措置等の内容

①県民への要請

②事業者への要請等

【県民の皆さんへ】

措置区域（松山市）

【特措法第24条第9項】

●不要不急の外出自粛（夜間だけでなく日中も含めて）

- ・外出等は、原則、家族や普段行動をとともにしている人と、少人数で
- ・混雑する場所や時間帯を避け、人との接触を可能な限り避ける
- ・感染対策（マスク、手指消毒、アクリル板、人と人との距離、換気など）が徹底されていない飲食店は利用しない

●県外との不要不急の往来自粛

- ・緊急事態宣言地域・感染拡大地域等はもとより、県外との不要不急の往来（旅行など）自粛
- ・やむを得ず往来する場合は、訪問先自治体の感染状況を確認し、現地の注意事項に従うなど感染回避行動を徹底

●松山市との不要不急の往来自粛

- ・松山市をまたぐ不要不急の往来自粛（通勤等は除く）
- ・松山市内でも、普段から顔を合わせていない人との会食は控える（会話する際もマスクを正しく着用）
- ・やむを得ず、松山市から県内のほかの地域へ往來する場合は、久しぶりの人と集まる場（特に会食）は控える

措置区域以外

特に松山市は 少なくとも 5割削減を目標に

（具体的な例）

- ・家族と行っていた買い物は一人で行く
- ・週4回の買い物を2回以下に減らす
- ・サークルなど趣味の集まりも9月12日までは延期する

【特措法第31条の6第2項】

- 営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しない

【特措法第31条の6第2項】

- 措置区域の営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しない

【県民の皆さんへ】

措置区域（松山市）

措置区域以外

【特措法第24条第9項】

●会食の注意

- ・ 普段顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と
- ・ 4人以下で、概ね2時間以内
- ・ 少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
- ・ 感染対策が徹底されている店を利用
- ・ 席の間隔を十分空けて
- ・ 大声を出さない。羽目を外さない
- ・ 夏休み中、久しぶりに会う親戚や友人との会食は控える
- ・ 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

●路上・公園等における集団での飲食の自粛

●感染回避行動の徹底

- ・ 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談のうえ受診
- ・ 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す
- ・ 基本的な感染対策の徹底 [マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効]

●感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意

■「5つの場面」■

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 居場所の切り替わり

■会食の際に確認すべきポイント■

- ① 店側の感染対策ができていることを確認
《飲食店を選ぶ際のポイント》
座席の間隔の確保又はアクリル板等の設置、従業員のマスク着用、消毒液の設置、換気の徹底
- ② 参加者の2週間以内の行動歴を確認
「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に該当する感染リスクの高い行動」がないこと
- ③ 当日の体調不良者がいないことを確認

【事業者の皆さんへ（飲食店等）】

措置区域（松山市）

措置区域以外

【特措法第31条の6第1項】

●飲食店の営業時間の短縮要請（施設の使用制限） 及び酒類提供の自粛要請

《対象》 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
（屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く）

《内容》 ○営業時間：5時から20時まで
○酒類の提供を行わないこと（日中も含め終日）
※利用客による酒類の店内持ち込みを含む。

●カラオケ設備の利用自粛

《対象》 飲食を主として業としている店舗でカラオケ設備がある店（カラオケボックスは除く）

【特措法第31条の6第1項】

●感染対策の実行

＜以下の措置を講じること＞

- ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など）
- ・手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
- ・従業員への検査勧奨 ・入場者が密にならないような整理誘導
- ・発熱等有症状者の入場を避けるための措置 ・事業所の消毒
- ・入場者へマスクの着用等の徹底の呼びかけ
- ・マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
（すでに入場している者の退場も含む）

【特措法第24条第9項】

●左記と同様の措置を講じること

営業時間短縮の要請及び協力金の概要

【事業者の皆さんへ（松山市内飲食店）】

	令和3年8月16日(月)午前0時～ 8月19日(木)24時	令和3年8月20日(金)午前0時～ 9月12日(日)24時
区分 (根拠)	まん延防止等重点措置適用前 (特措法24条第9項)	まん延防止等重点措置期間 (特措法31条の6第1項)
対象	市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受け、 酒類を提供している飲食店（屋内に常設の飲 食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウト を除く。）	市内の食品衛生法の飲食店営業許可を受け ている飲食店 （屋内に常設の飲食スペースを設 けている店舗。宅配・テイクアウトを除く。）
内容	営業5～20時まで 酒類提供11～19時まで 認証店は営業5～21時まで 酒類提供11～20時まで	営業5～20時まで 酒類の提供を行わないこと（日中も含め終日） ※利用客による酒類の店内持ち込みを含む。
協力金	[中小企業] 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に 応じて2万5千円～7万5千円/日 算出方法 1日当たりの売上高×0.3	[中小企業] 前年度又は前々年度の1日当たりの売上高に 応じて 3～10万円/日 算出方法 1日当たりの売上高× 0.4
	[大企業等] 1日当たりの売上高の減少額を基に算出（上限20万円/日）	

【事業者の皆さんへ（飲食店以外の大規模な集客施設）】

措置区域（松山市）

措置区域以外

【特措法第31条の6第1項】

●感染防止対策の実行

<以下の措置を講じること>

- ・入場者が密集しないよう整理・誘導
- ・入場者の人数管理・人数制限
- ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など）
- ・手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
- ・従業員への検査勧奨
- ・発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- ・事業所の消毒
- ・入場者へマスクの着用等の徹底の呼びかけ
- ・マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
（すでに入場している者の退場も含む）

（対象施設）

運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、
公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館
物品販売・サービス業を営む店舗

【特措法第24条
第9項】

●左記と同様の措
置を講じること

【特措法第24条第9項】

●感染リスクが高い場面とされた百貨店の地下の食品売り場やフードコート等について、入場者が密集しないよう整理・誘導、人数管理・人数制限を行うこと

【事業者の皆さんへ（全般）】

措置区域（松山市）

措置区域以外

【特措法第24条第9項】

●不要不急の外出自粛（夜間だけでなく日中も含めて）

●県外との不要不急の往来や出張自粛

●松山市との不要不急の往来自粛（通勤等は除く）

●会食の注意

●徹底した感染防止対策の実行

・ **テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の活用促進により、出勤者数の7割削減目標**

・ 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底（こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底）

・ 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨

・ 職場内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す

・ 松山市や県外への出張は、ウェブの活用や延期などで代替

・ 従業員等に対し、営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しないよう求める

・ 不要不急の外出の誘発や混雑につながる催物、販促セール等は、見送りや延期を検討

●業種別ガイドラインの実践

【事業者の皆さんへ（催物、イベント関係）】

措置区域（松山市）

措置区域以外

【特措法第24条第9項】

●催物・イベント等の開催制限

期間	収容率		人数上限
8月20日 ～ 9月12日	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	5,000人以下
	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※1）	ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※2）以内 （席がない場合は十分な間隔）	

※1 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限って、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底

【まん延防止等重点措置等とあわせた県の対応】

措置区域（松山市）

措置区域以外

【県主催の集客イベントの取扱い】

- 感染防止対策を一層徹底し、開催方法を見直し

【県管理施設の取扱い】

- 松山市及び周辺地域の集客施設

- ・ とべ動物園・こどもの城等は閉館
- ・ 県管理公園のキャンプ場（姫原園地キャンプ場（松山市中島）、えひめ森林公園キャンプ場（伊予市））は閉鎖
- ・ 図書館は貸出・閲覧に限定

- その他の集客施設は、入場制限や施設内の一部閉鎖の継続

< 感染防止対策 >

- ・ 施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・ 県外からの来訪者等に対しては、施設利用を控えるよう協力依頼（告知文の掲示、施設ホームページの掲載による周知等）
- ・ 入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等の徹底
- ・ 施設内における、十分な感染防止対策が困難な場所等の閉鎖

- 貸館利用は、新たな予約の受付を停止

※既に予約済みの会合等についても、主催者に対して中止・延期・縮小等の検討を依頼

【まん延防止等重点措置等とあわせた県の対応】

措置区域（松山市）

措置区域以外

【学校関係】

- 身体接触を伴う活動等を行わない
 - 校外との交流活動については、県内・県外ともに進路に関わるもの等、やむを得ないものを除き、当面見送り
 - 学校行事は、時間短縮など可能な限りの感染回避対策を講じるほか、参加者は校内の者に限定
 - 教員による見守り活動を強化
- 《部活動》
- 他校との練習試合や合同練習は行わない
 - 公式大会は、無観客での実施を主催者に要請
 - 全国大会等への県代表としての参加は例外的に認める

【その他】

- 県内宿泊旅行代金割引の新規販売停止
- GoToイート食事券の新規販売停止

【市町に依頼】

- 地域住民、事業者等への注意喚起と感染対策の徹底
- 集客施設等における入込状況の確認

【県警に依頼】

- 時短営業や人出の減少などに乗じた犯罪抑止に向けたパトロールの強化